

昭和四十八年総理府令第六十二号

自然環境保全法施行規則

自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十七条第五項第二号、第十九条第三項第四号、第二十二条第四項（同条第七項及び第二十三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項、同条第十項第二号及び第三号、第二十二条第三項第四号及び第五号、第二十七条第五項、同条第九項第二号及び第三号、第二十八条第一項、同条第六項第三号及び第四号並びに第四十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、自然環境保全法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 原生自然環境保全地域（第一条—第六十二条）

第二章 自然環境保全地域（第七条—第三十一条）

第三章 雜則（第三十二条—第三十七条）

附則（原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）

（原生自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）

第一条 自然環境保全法（以下「法」という。）

第十六条第二項の規定による原生自然環境保全地域に関する保全事業（以下この章において「保全事業」という。）の執行の協議の申出は、次に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。

第一項 地方公共団体名

第二項 保全事業の種類

第三項 施設の位置

第四項 施設の規模及び構造

第五項 施設の管理又は運営の方法の概要

第六項 工事の施行に要する経費の総額及びその調達方法

第七項 工事の着手及び完了の予定期日

第八項 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添えなければならない。

第九項 上の地形図

第十項 二以上の概況図及び天然色写真

第十一項 一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 工事に要する経費の内訳を記載した書類（原生自然環境保全地域内における行為の許可申請書）

申請者の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

第二項 法第十七条第一項ただし書の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 行為の種類

三 行為の目的

四 行為の場所

五 行為地及びその付近の状況

六 行為の実行方法

七 行為の着手及び完了の予定期日

前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図

二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

三 行為の実行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

四 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

（原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為）

第三項 法第十七条第五項第二号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を設置すること。

二 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条に規定する地すべり防止区域又は河川法（昭和三十九年法律第六十六号）第六条第一項に規定する河川区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

三 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第一百二十号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

五 文化財保護法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定又は同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実行を行うこと。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

八 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、農林水産物に対する病害虫等（それらの卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る）。

九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

に規定する境界標をいう。以下同じ。）を設置すること。

四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

四の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による同法第二条第一項に規定する特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）の防除のためにカメラ等の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

四の三 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

四の四 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の五 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の六 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の七 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の八 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の九 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

四の十五 原生自然環境保全地域内で捕獲した動物を捕獲後直ちに当該捕獲をした場所に放つこと。

四の十六 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為。

四の十七 前各号に掲げるもののほか、建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）の修繕のための行為。

四の十八 前各号に掲げる行為に付帯する行為（立入制限地区内への立入りの制限の対象となること。

四の十九 法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第三条各号に掲げる行為（同条第五号及び第六号に掲げる行為を除く。）

二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖を行なうこと。

三 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

五 文化財保護法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定又は同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に関する法律第三章の規定による防除の実行を行うこと。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

八 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、農林水産物に対する病害虫等（それらの卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る）。

九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一 遭難者の救助に係る業務を行うために大を放つこと。

十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十五 原生自然環境保全地域内で捕獲した動物を捕獲後直ちに当該捕獲をした場所に放つこと。

十六 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為。

十七 前各号に掲げるもののほか、建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）の修繕のための行為。

十八 前各号に掲げる行為に付帯する行為（立入制限地区内への立入りの制限の対象となること。

十九 法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第三条各号に掲げる行為（同条第五号及び第六号に掲げる行為を除く。）

二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖を行なうこと。

三 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

五 文化財保護法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定又は同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に関する法律第三章の規定による防除の実行を行うこと。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

八 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、農林水産物に対する病害虫等（それらの卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る）。

九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一 遭難者の救助に係る業務を行うために大を放つこと。

十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十五 原生自然環境保全地域内で捕獲した動物を捕獲後直ちに当該捕獲をした場所に放つこと。

十六 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為。

十七 前各号に掲げるもののほか、建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）の修繕のための行為。

十八 前各号に掲げる行為に付帯する行為（立入制限地区内への立入りの制限の対象となること。

十九 法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第三条各号に掲げる行為（同条第五号及び第六号に掲げる行為を除く。）

二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖を行なうこと。

三 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

五 文化財保護法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定又は同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に関する法律第三章の規定による防除の実行を行うこと。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

八 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、農林水産物に対する病害虫等（それらの卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る）。

九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

十一 遭難者の救助に係る業務を行うために大を放つこと。

十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の放出品を放つこと。

十五 原生自然環境保全地域内で捕獲した動物を捕獲後直ちに当該捕獲をした場所に放つこと。

十六 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為。

十七 前各号に掲げるもののほか、建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）の修繕のための行為。

十八 前各号に掲げる行為に付帯する行為（立入制限地区内への立入りの制限の対象となること。

十九 法第十九条第三項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第三条各号に掲げる行為（同条第五号及び第六号に掲げる行為を除く。）

二 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖を行なうこと。

三 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。

四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。

五 文化財保護法第一百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定又は同法第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に関する法律第三章の規定による防除の実行を行うこと。

七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

八 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、農林水産物に対する病害虫等（それらの卵を含む。）を捕獲し、若しくは殺傷すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る）。

九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第一百九条第一項の規定により指定され、又は同法第一百十条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の仮指定期間の調査を行うこと。

十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防除に係る法律第三章の規定による防除に伴う特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

七 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他 これに類する行為を行うこと。	八 法令に基づき検査、調査その他これに類する行為を行うこと。
第六条 法第十九条第三項第五号の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の 氏名） 二 立入りの目的となる行為 三 立入り制限地区の位置及び名称 四 立ち入る者の数及び立入りの方法 五 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間	（立入り制限地区内への立入りの許可申請書） 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、 主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の 氏名） 二 立入りの目的となる行為 三 立入り制限地区の位置及び名称 四 立ち入る者の数及び立入りの方法 五 立入りの開始の予定日及び立入りの予定期間
（自然環境保全地域の指定等の案の公聴会） 第七条 法第二十二条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報に公示して行うものとする。 一 自然環境保全地域の名称 二 自然環境保全地域（区域の拡張の場合については、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域又は海域 三 自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の公聴会の開催場所	（自然環境保全地域の指定等の案の公聴会） 第七条 法第二十二条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、官報に公示して行うものとする。 一 自然環境保全地域の名称 二 自然環境保全地域（区域の拡張の場合については、当該拡張に係る部分）に含まれる土地の区域又は海域 三 自然環境保全地域の指定又は区域の拡張の公聴会の開催場所
二 保全計画の決定又は変更の案の概要 (公聴会)	二 保全計画の決定又は変更の案の概要 (公聴会)
第八条 環境大臣は、法第二十二条第六項（同条第七項及び法第二十三条第三項において準用する場合を除く。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聽こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聽く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。 前項の公示は、公聴会の日の三週間前までに官報により行うものとする。	第八条 環境大臣は、法第二十二条第六項（同条第七項及び法第二十三条第三項において準用する場合を除く。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聽こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聽く必要があると認めた者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。 前項の公示は、公聴会の日の三週間前までに官報により行うものとする。

二 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。	二 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ぜることができる。
第三章 自然環境保全地域	第三章 自然環境保全地域
第十四条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。	第十四条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をした者を退去させることができることとする。
第十五条 第一条の規定は、法第二十四条第二項の規定による協議の申出について準用する。 (特別地区及び海域特別地区内における行為の許可申請書)	第十五条 第一条の規定は、法第二十四条第二項の規定による協議の申出について準用する。 (特別地区及び海域特別地区内における行為の許可申請書)
第十六条 第一条の規定は、法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項の規定による許可の申請について準用する。 (特別地区内の行為の許可基準)	第十六条 第一条の規定は、法第二十五条第四項及び法第二十七条第三項の規定による許可の申請について準用する。 (特別地区内の行為の許可基準)

（特別地区内の行為の許可基準） イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。） (1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却ができるものであることを。 （ハ）農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。） (ト) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条に規定する漁港施設又は同法第六十一条の規定により漁港施設とみなされた施設	（特別地区内の行為の許可基準） （チ）沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二百五十五号）第二十条に規定する沿岸漁業（総トン數十トン以上二十トン未満の動力漁船（どう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。第十九条第一号トにおける
（ハ）保留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物	（リ）水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
（レ）航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設	（リ）海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
（タ）気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物	（タ）水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
（ナ）有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）	（ナ）水産資源開発計画に基づく事業に係る施設

（ナ）有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）	（ナ）有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）

- (ラ) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七
十号）第二条第一項第十八号に規定する
電気工作物（火力発電所を除く。）

(ラ) 教育又は試験研究を行うための工作物

(ウ) 水道法（昭和三十二年法律第百七十七
号）第三条第八項に規定する水道施設

(ム) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九
号）第二条第三号に規定する公共下水
道、同条第四号に規定する流域下水道又
は同条第五号に規定する都市下水路

(オ) 送水管、ガス管その他これらに類する
工作物

(ケ) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二
十六号）第三条に規定する境内地におけ
る同条に規定する境内建物又は旧宗教法
人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の
規定による宗教法人のこれに相当する工
作物

(ヤ) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘
台又は機械若しくは器具等を格納する建
築物

(マ) 当該特別地区内に居住する者の使用す
る物置、車庫、便所その他日常生活の用
に供する建築物（住宅を除く。）

(ケ) 文化財保護法第二十七条第一項の規定
により指定された重要文化財、同法第九
十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は
同法第一百九条第一項の規定により指定さ
れ、若しくは同法第一百十条第一項の規定
により仮指定された史跡名勝天然記念物
の保存のための建築物

(フ) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十
九号）第二条第一項に規定する都市公園
又は都市計画法（昭和四十三年法律第百
号）第四条第六項に規定する都市計画施
設である公園、緑地若しくは墓園の区域
内に設けられる工作物

(イ) から(ホ)まで、(ト)から
(ヌ)まで、(ワ)又は(ヨ)から(オ)
までに掲げる工作物に付帯する建築物又
はこれらの工作物を管理するための建
築物

(テ) 法第二十五条第四項の規定による許可
を受けた行為（法第三十条において準用

二
する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築

- 二
する法第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物

(1) 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であつて災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(三) 現に存する建築物の敷地である土地

(四) (二) 又は(二)の土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)

(2) 当該普通建築物の高さが、十メートル(当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(一) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(三) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

(3) 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条

第一項第三号に規定する床面積をいい、同令第一条第二号に規定する地階の床面積は算入しない。(以下同じ。)の合計が、二百平方メートル(当該新築が(2)の(3)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が二百平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、当該新築が(1)の(2)又は(2)の土地において行われる場合については、この限りでない。

(4) 当該新築の方針並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 一、口又はハに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

(1) 当該工作物の高さが、十メートルを超えず、かつ、水平投影面積が二百平方メートルを超えないこと。

(2) 当該新築の方針並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二 工作物を改築すること。

イ 仮設の工作物(ハに掲げるものを除く。)

(1) 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該改築の方針並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ロ 地下に設ける工作物(ハに掲げるものを除く。)

ハ 前号ハに掲げる工作物

当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

- 二 土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下この二において「普通建築物」という。）

(1) 当該改築後の普通建築物の高さが、十メートル（改築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ イ、ロ又はハに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）

(1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ト 二 工作物を増築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとすること。

ロ 地下に設ける工作物（ハに掲げるものを除く。）

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとすること。

ハ 第一号ハに掲げる工作物

当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないとすること。

二イ、ロ又はハに掲げる建築物以外の建築物（以下このニにおいて「普通建築物」という。）

(1) 当該増築後の普通建築物の高さが、十メートル（増築前の普通建築物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。

(2) 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、二百平方メートルを超えないこと。（ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。）

(一) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(二) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(3) 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。

ホ 物（建築物を除く。）

(1) 当該増築後の工作物の高さが、十メートル（増築前の工作物の高さが十メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えて、かつ、水平投影面積が、二百平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が二百平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。

(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。

四 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行なうこと。

行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 土地を開墾すること。

ロ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ハ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

ホ 養浜のために土地の形質を変更すること。

ヘ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

イ 当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと。

カ 河川その他の公共の用に供する水路の区域において土石を採取すること。

ロ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ハ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

二 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

ホ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

六 水面を埋め立て、又は干拓すること。

七 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

八 木竹を伐採すること。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

九 環境大臣が指定する区域内において木竹を行なうこと。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行ない国又は地方公共団体の行為

十 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十一 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放すこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む）。

十二 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

十三 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

当該行為の方法及び規模並びに当該污水又は廃水の状態が、当該湖沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十四 次に掲げる行為

前各号の規定にかかるわらず、当該行為が、行為の行なわれる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 災害の防止のために必要やむを得ない行為

ロ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第十八条 法第二十五条第十項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 砂防法第一条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。

二 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。

三 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。

四 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

六 道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装（こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

七 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は法第三十条において準用する法第二十一条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。

八 下水道法第一条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又是増築すること。

九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務

(当該業務及び非常災害に對処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に對処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十二 前各号に掲げる行為に付帯する行為(特別地区内における許可等を要しない行為)

第十九条 法第二十五条第十項第四号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巢箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地域、地すべり等防止法第六条第一項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

ハ 測量法第十条第一項に規定する測量標又是水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

二 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により

漁港施設とみなされた施設であつて法第二十五条第四項の規定による許可を受けて設置されたもの(法第三十条において準用する法第二十一項後段の規定による協議に係るもの)を改築し、又は増築すること。

ト 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ 道路(道路法第二条第一項に規定する道路を除く)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る)。

ヌ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む)。

ル 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

ヲ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む)を改築し、又は増築すること。

ワ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

二 水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により

和五十九年法律第八十六号) 第百四十二条 第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ト 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ 道路(道路法第二条第一項に規定する道路を除く)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る)。

ヌ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む)。

ル 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

ヲ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む)を改築し、又は増築すること。

ワ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

二 水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により

和五十九年法律第八十六号) 第百四十二条 第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ト 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ 道路(道路法第二条第一項に規定する道路を除く)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る)。

ヌ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること(信号機にあつては、新築することを含む)。

ル 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

ヲ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む)を改築し、又は増築すること。

ワ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

二 水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により

法第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む)、又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物(宿舎を除く)を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。

牛 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

ソ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む)を改築し、又は増築すること。

ト 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ 道路(道路法第二条第一項に規定する道路を除く)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る)。

ヌ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

ソ 電気供給のための電線路、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他のこれらに類する工作物を道路に埋設すること。

ナ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ム 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(イ)から(ハ)まで、又は(チ)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る)。

ラ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。

シ 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

オ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の撮測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

ク 増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という)の実施のために工作物を設置すること。

メ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という)の実施のために工作物を設置すること。

キ 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。

メ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他のこれらに類する工作物を道路に埋設すること。

ツ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。

ソ 増築を除く)。改築し、又は増築すること(改築又は増築後において高さが二十メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築すること)。

ト 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

チ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

リ 道路(道路法第二条第一項に規定する道路を除く)を改築すること(舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る)。

ヌ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保すること(信号機にあつては、新築することを含む)。

ル 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

ヲ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム(上家を含む)を改築し、又は増築すること。

ワ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

二 水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

ホ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る)、特別地区が指定され若しくはその区域が拡張された際現に同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により

四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさることであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ロ 田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ハ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を伐（単木採伐に限る。）すること。

ハ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

二 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

ヘ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものと含む。）を伐採すること。

ト 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

チ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

六 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

七 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。

ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。

ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二 桃損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

本 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヘ 災害からの避難 災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は司法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るもの）を損傷すること。

リ 認定保護繁殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

ヌ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第二百三十二号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ヲ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ワ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

八 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域内における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて次に掲げるもの

イ 森林の整備及び保全を図るために法第二十五条第四項第四号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（法第二十五条第四項第四

九 号の環境大臣が指定する区域内において行うものに限る。)。

環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域内における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの。

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を指定するものに限る。以下この号において同じ。) を放つこと（法第二十五条第四項第五号の環境大臣が指定する区域内において第五号の環境大臣が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣に係る特定外来生物の放出等をすること。

ハ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するための大を放つこと。

二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をすること。

ホ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。

(1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

(2) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に污水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるるもの

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。

ロ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定に

八 沿岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設から污水又は廃水を排出すること。

八 海岸法第三条に規定する海岸保全施設から污水又は廃水を排出すること。

二 地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設から污水又は廃水を排出すること。

本 河川法第三条第一項に規定する河川管理施設から污水又は廃水を排出すること。

ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊防止施設から污水又は廃水を排出すること。

ト 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十五条に規定する漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から污水又は廃水を排出すること。

チ 船舶から冷却水を排出すること。

リ 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道若しくは同条第五号に規定する都市下水路へ污水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から污水若しくは廃水を排出すること。

ヌ 住宅から污水又は廃水を排出すること(し尿を排出することを除く)。

ル 建築基準法第三十一条第二項に規定する屎尿浄化槽(建築基準法施行令第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る)から污水又は廃水を排出すること。

十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるものの砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ロ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ハ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とすること。

河川法第三条第一項に規定する河川その
る調査のために車馬若しくは動力船を使用
し、又は航空機を着陸させること。

他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

壞危險区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

漁業取締るために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

（二）海上運送法（昭和二十四年法律第八十号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。

（一）前各号に掲げるもののほか、次に掲げるる

ハ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
(イ) 住宅又は高さが五メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超えて、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
(ロ) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
(ニ) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
(ホ) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
(ヘ) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
二 地内において、試験研究として行う行為
本 学校教育法第一条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
△ 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第一百九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）
ト 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園

内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議してその同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超える水水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築を含む。）を除く。）、

チ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

リ 工作物の修繕のための行為

十三 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は法第二十五条第四項第一号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区内において同法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為若しくは法第二十五条第四項第二号に掲げる行為で同条第三項の規定により環境大臣が指定する方により当該限度内において行うものに付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第二十条 法第二十六条第三項第五号の環境省令で定める行為は、第十八条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第二十一条 法第二十六条第三項第六号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 第十九条第一号、第五号口からチまで、又は第十二号イからハまで、チ若しくはリに掲げる行為（同条第一号又は第十二号ハにあつては、工作物を新築することを除く。）

二 法第二十五条第三項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において木竹を伐採すること。

三 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究として行う行為（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）

ロ 学校教育法第一条に規定する大学における教育又は学術研究として行う行為（あらかじめ、環境大臣に届け出たもの（公立の大学につては、環境大臣に通知したものに限る。）の）に限る。）

ハ 都市公園法第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内において、工作物を改築し、又は増築すること。

二 建築物の存する敷地内で行う行為

ホ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十一条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第五十四条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）

ヘ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

四 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（野生動植物の捕獲等の許可申請書）

第二十二条 第二条第一項の規定は、法第二十六条第三項第七号の規定による許可の申請について準用する。この場合において、第二条第一項第二号中「行為の種類」とあるのは「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物の種類及び数量」と読み替えるものとする。

二 法第二十六条第三項第七号の規定による許可の申請書には、位置図及び捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲その他行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。

第三十二条 法第二十七条第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 工作物を新築すること。

イ 仮設の工作物（ハに掲げるものを除く。）

(1) 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却ができるものであること。

(2) 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる海域に適するものであること。

(1) 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。	域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
(2) 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築前の方法並びに改築前の工作物の形態及び用途が、改築の行われる海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。	当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
口 海底下に設ける工作物 (ハ)に掲げるもの	当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
ハ 次に掲げる工作物	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
(イ) 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(ロ) 渔港及び漁場の整備等に関する法律第三条に規定する漁港施設又は同法第六十六条の規定により漁港施設とみなされた施設	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(ハ) 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(二) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設 (航路を確保するための施設を含む。)	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(ホ) 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(ト) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(チ) 教育又は試験研究を行うための施設	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
(イ) 海底下に設ける工作物	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設
口 その他の工作物	当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び用途が、新築の行われる海水による侵食を防止するための施設

五 及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	三 工作物を増築すること。
四 口 海底下に設ける工作物	イ 仮設の工作物
(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。	(1) 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	(2) 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
口 海面を埋め立て、又は干拓すること。	イ 仮設の工作物
ハ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。	イ 仮設の工作物
ホ 海底下において鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	イ 仮設の工作物
二 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	イ 仮設の工作物
三 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。	イ 仮設の工作物
四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務 (当該業務及び非常災害に對処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。	イ 仮設の工作物
五 前各号に掲げる行為に付帯する行為 (海域特別地区内における許可等を要しない行為)	イ 仮設の工作物

六 口 船舶の交通の安全を確保するために土石を採取すること。	一 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
ハ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。	二 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、海域特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同項の規定による認定がなされているもの又は法第三十条において準用する法第二十条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
ホ 海底を埋め立て、又は干拓すること。	三 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。
二 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務 (当該業務及び非常災害に對処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。
三 海底を埋め立て、又は干拓すること。	五 前各号に掲げる行為に付帯する行為 (海域特別地区内における許可等を要しない行為)

七 環境大臣が指定する区域内において、熱帶魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。	一 海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
八 その他の工作物	二 港湾法第二条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、海域特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に同項の規定による認定がなされているもの又は法第三十条において準用する法第二十条第一項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
九 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。	三 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。
十 一 次に掲げる行為	四 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務 (当該業務及び非常災害に對処するための業務に係る訓練を含む。)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。
十一 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。	五 前各号に掲げる行為に付帯する行為 (海域特別地区内における許可等を要しない行為)
十二 行為	六 口 船舶の交通の安全を確保するために土石を採取すること。
口 その他の行為	七 環境大臣が指定する区域内において、熱帶魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	八 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	九 海底を埋め立て、又は干拓すること。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十 その他の工作物
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十一 次に掲げる行為
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十二 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十三 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設 (航路を確保するための施設を除く。) を改築し、又は増築すること。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十四 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十五 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十六 四の二 認定保護増殖事業等の実施のために工作物を設置すること。
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	十七 四の三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による特
口 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為	八 第二十四条 法第二十七条第九項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

定外来生物の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

五 海域特別地区外から掘さくして当該海域特

別地区内の海底下に至る鉱物の掘採のための試すいを行うこと。

六 国又は地方公共団体の水産関係試験研究機

関が、試験研究のために行う法第二十七条第

三項第五号に掲げる行為（あらかじめ、環境

大臣に通知したものに限る。）

七 学校教育法第一条に規定する大学の農水産

系若しくは理工系の学部又は研究所等における教育又は学術研究として行う法第二十七条第

三項第五号に掲げる行為（あらかじめ、環境

大臣に通知したものに限る。）

八 航路標識その他船舶の交通の安全を確保す

ること。

九 専ら海上の航行の用に供する船舶を保留す

ること。

十 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として物を保留すること。

十一 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を保留すること。

十二 敷設又は修理中の電気通信事業法第四十条第一項に規定する水底線路の位置を示す浮標を保留すること。

十三 法令の規定により、又は保安の目的で浮標を保留すること。

十四 森林施業のために動力船を使用すること。

十五 漁港及び漁場の整備等に関する法律第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。

十六 漁港及び漁場の整備等に関する法律第二十六条第一項に規定するため漁港管理者が、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他の漁港の維持管理を行うために動力船を使用すること。

十七 游漁船業の適正化に関する法律（昭和六

十三年法律第九十九号）第三条第一項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が同法第二条第一項に規定する遊漁船業を行うために動力船を使用すること。

十八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第四条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の

許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事

業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行

うために動力船を使用すること。

十九 港湾法第一条第三項に規定する港湾区

域、同法第三十七条第一項に規定する港湾隣

接地域又は同法第五十六条第一項の規定によ

り都道府県知事が公告した水域において動力

船を使用すること。

二十 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の

管理のために動力船を使用すること。

二十一 美しく豊かな自然を保護するための海

岸における良好な景観及び環境並びに海洋環

境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進

に関する法律（平成二十一年法律第八十二

号）第二条第二項に規定する海岸漂着物等及

び海域におけるごみその他の汚物又は不要物

の収集又は運搬を行うために動力船を使用す

ること。

二十二 外国船舶が海洋法に関する国際連合条

約第十九条に定めるところによる無害通航で

ある航行として動力船を使用すること。

二十三 船舶又は積荷の急迫した危難を避ける

ために動力船を使用すること。

二十四 郵便物の取集、運送及び配達を行うた

めに動力船を使用すること。

二十五 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために動力船を使用すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限

る）。

二十六 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ 文化財保護法第二百九条第一項の規定によ

り指定され、又は同法第二百十一条第一項の規

定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（海底の形質を変更することを除く。）

ハ 法令又はこれに基づく処分による義務の

履行として行う行為

二 工作物の修繕のための行為

二十七 前各号に掲げる行為に付帯する行為（普通地区内における行為の届出書）

ハ 法令又はこれに基づく処分による義務の

履行として行う行為

二十八 法第二十八条第一項の規定による届出

出は、行為の種類、場所、施行方法、着手予定期日及び第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第二条第一項各号に掲げる図面を添えなければならない。

3 法第二十八条第一項の環境省令で定める事項

は、行為者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

（工作物の基準）

第二十七条 法第二十八条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

一 海面以外の区域

イ 建築物 高さ十メートル又は床面積の合

計二百平方メートル

ロ 道路 幅員二メートル

ハ 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ三十メートル

ニ ダム 高さ二十メートル

ホ 送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ三百メートル又は水平投影面積二百平方メートル

メ 鋼管、煙突その他これらに類するもの 高さ三十分メートル

ヘ 鋼管、ガス管その他これらに類するもの 長さ五百メートル又は水平投影面積二百平方メートル

ノ その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積二百平方メートル

ハ その他の工作物 高さ五メートル又は水平投影面積一百平方メートル

ヘ その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積一百平方メートル

二 海面の区域

イ 水底線路、送水管、ガス管その他これらに類するもの 長さ百メートル又は水平投影面積一百平方メートル

メ その他の工作物 高さ五メートル又は水平投影面積一百平方メートル

ヘ その他の工作物 高さ十メートル又は水平投影面積一百平方メートル

二 土地（海底を含む。以下この条において同じ。）の形質を変更することであつて次に掲げるもの

ハ 第二十七条第一号から本までに掲げるもの

二 土地（海底を含む。以下この条において同じ。）の形質を変更することであつて次に掲げるもの

ハ 第二十七条第一号から本までに掲げるもの

二 土地（海底を含む。以下この条において同じ。）の形質を変更すること

ハ 第二十七条第一号から本までに掲げるもの

二 幅員が四メートル以下の河川その他の公共の用に供する水路を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において幅員が四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。

ホ 法第二十八条第一項の規定による届出

（法第三十条において准用する法第二十一

条第一項の規定による通知を含む。）を了

した行為（法第二十八条第二項の規定によ

る命令に違反せず、かつ、同条第四項の期

間を経過したものに限る。）、この条の各号

に掲げる行為又は第二十七条第一号に規定

する基準を超えない工作物の新築、改築若

しくは増築（改築又は増築後において同号

に規定する基準を超えるものとなる場合に

おける改築又は増築を除く。）を行つた

行為に係る工事敷地内において新築し、改

築し、又は増築すること。

二 土地（海底を含む。以下この条において同じ。）の形質を変更することであつて次に掲げるもの

ハ 第二十七条第一号から本までに掲げるもの

二 土地（海底を含む。以下この条において同じ。）の形質を変更すること

ハ 第二十七条第一号から本までに掲げるもの

イ 特別地区内における田畠内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ロ 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際に既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより当該特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ハ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 水産資源保護法第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為

ロ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(イ) 住宅又は高さが十メートルを超える、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十メートルを超える、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ロ) 用排水施設（幅員が四メートル以下の水路を除く。）又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が、四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(ハ) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(ホ) 土地を開墾すること（農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。）。

(ヘ) 水面を埋め立て、又は干拓すること（農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てるなどを除く。）。

八 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のために行う行為

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条
第二号イからハまでのいずれかに該当するこ
と。
(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)
第三十条の四 法第三十条の三第四項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、書面を提出する方法又は電子情報処理組織を使用する古法をもつて行うものとする。

第二章の二　沖合海底自然環境保全地域の指定等の案の公
告

<p>(生態系維持回復事業の確認)</p> <p>第三十条の二 地方公共団体が、法第三十条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の確認を受けるものとする。</p> <p>一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>二 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等</p> <p>(生態系維持回復事業の認定)</p> <p>第三十条の三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、環境大臣の認定を受けるものとする。</p> <p>一 その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 精神的機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行なうことができない者</p> <p>ロ 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p>	<p>省令で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p>
<p>第三十条の五 法第三十条の三第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とするとする</p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第三十条の六 法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更の内容</p> <p>三 変更を必要とする理由</p> <p>(補償請求書)</p> <p>第三十一条 法第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。</p> <p>一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 補償請求額の総額及びその内訳</p>	<p>3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p>
<p>4 前項の書類の添付については、第一項の規定の例による。</p> <p>第三十条の五 法第三十条の三第六項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とするとする</p> <p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)</p> <p>第三十条の六 法第三十条の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出して行うものとする。</p> <p>一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 変更の内容</p> <p>三 変更を必要とする理由</p> <p>(補償請求書)</p> <p>第三十一条 法第三十三条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行うものとする。</p> <p>一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)</p> <p>二 補償請求額の総額及びその内訳</p>	<p>3 法第三十条の三第五項に規定する環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、法第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類</p>

(公聴会)

第三十一条の三 第八条から第十四条までの規定は、法第三十五条の二第六項の規定による公聴会について準用する。
(沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書)

第三十二条の四 法第三十五条の四第三項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 特定行為の種類

三 特定行為の目的

四 特定行為の実施場所

五 特定行為の実施場所及びその付近の状況

六 特定行為の施行方法

七 特定行為の着手及び完了の予定期日

八 特定行為の自然環境に及ぼす影響

九 特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画（鉱物の掘採を行う場合に限る。）

前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

一 特定行為の実施場所を明らかにした図面

二 特定行為の実施場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び写真（鉱物の採掘を行う場合に限る。）

三 特定行為の実行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図及び構造図

四 特定行為に用いる船舶の外観を明らかにした写真

(沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準)

第三十三条の五 法第三十五条の四第五項の環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとす。

七 行為の着手及び完了の予定日
 2 前項の届出書には、位置図及び掘採し、又は採取する範囲その他の行為の方法を明らかにした図面を添えなければならない。
 (教育又は学術研究として行う動植物の捕獲等の届出書)
第三十六条 前条の規定は、第二十一条第三号口又は第二十五条第七号の規定による届出について準用する。この場合において、前条第一項第一二号中「掘採する鉱物又は採取する土石」とあるのは、「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する動植物」と、同条第二項中「掘採し、又は採取する範囲」とあるのは、「捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷する範囲」と読み替えるものとする。
 (教育、学術研究又は研究開発として行う特定行為の届出書)

第三十五条 の規定は、第三十一一条の六第五号及び第六号の規定による届出について準用する。この場合において、第三十五条第一項第二号中「掘採する鉱物又は採取する土石の種類及び数量」とあるのは、「特定行為の種類」と、同条第二項中「位置図及び掘採し、又は採取する範囲その他の行為の方法を明らかにした図面」とあるのは、「特定行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面」と読み替えるものとする。
 (権限の委任)

(経過措置)
第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式（第三十条関係）